

「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表は、 繊維産業のサプライチェーン強化の第一歩

①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」防止を 代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※下請中小企業振興法に基づく基準

<<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.htm>>

②「宣言」はポータル上に公表されます。

- (公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト

<<https://www.biz-partnership.jp>> に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、

「宣言」を履行していないと認められる場合には、

「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。



③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。



<ロゴマークに込められた思い>

大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

④一部の補助金について加点措置を講じます。

- 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

「宣言」の内容について

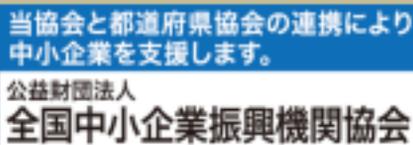
未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局

- 内閣府政策統括官付
参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1540
- 中小企業庁企画課 03-3501-1765

「宣言」の提出・掲載について

- (公財)全国中小企業振興機関協会
03-5541-6688

提出先URL : <https://www.biz-partnership.jp>



登録の3ステップ

STEP1：準備

「パートナーシップ構築宣言 ひな形」をダウンロード。
「パートナーシップ構築宣言」を作成し、PDFに変換。
<https://www.biz-partnership.jp/outline.html>



STEP2：登録

登録ページから「パートナーシップ構築宣言」を
PDFでアップロード。
<https://www.biz-partnership.jp/entry/form.php>



STEP3：掲載確認

登録4日後にはポータルサイトの登録企業一覧に掲載。

加点補助金の例（一部）

<中小企業庁補助金>

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
- 事業再構築補助金

その他、経済産業省（ほか関係省庁）による補助金、地方自治体の補助金等でも優遇措置あり。

※令和5年11月末現在の情報